

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

B

設例 1-(1)

1. 第1審判決は、本件訴訟人、民事訴訟法(以下、訴訟法)142条、及び
二重起訴の禁止に抵触したとして、これを却下している。

2. したがって、142条、趣旨は、① 重複起訴の防止、② 被告の応酬の防止、

③ 訴訟不経済の防止にあることと認められ、本件訴訟人は、別件訴訟人と訴訟物を

同じと判断されて、矛盾判決の生じるおそれがある、と、これを却下した(主)と、既に

別件訴訟を提起して、被告は、本件訴訟の応酬を怠るに及んだ、と、主として

訴訟人、裁判所に所属する点で限られた司法資源の浪費を防止する目的で

から、訴訟不経済を防止して下す、本件訴訟人は認められなければならない。

3. 主として、本件訴訟人の訴訟物が、争うべき価値があることを認め、争う

べきと認め、訴訟物の迅速な回復を図る必要があることを認め、

本件訴訟人のように争うべき訴訟物に対しては、二重起訴に抵触

しない事件である、と、訴訟物の迅速な回復を求め、

例外的に別件提起を認められ、解決される、(参照 351条、352条)

4. したがって、本件訴訟人は、二重起訴の禁止に抵触せず、認められ、

設例 1-(2)

本件訴訟人が過失に所属し、損害賠償を求めた場合、Yは、この訴訟物を

争う。

上記のように、本件訴訟人と別件訴訟人は、訴訟物を同じと判断され、

本件訴訟人は、過失に所属して争う場合、訴訟人の利益が、

主として、本件訴訟人の損害賠償を求めた場合、本件判決の既判力の積極的作用に

対し、別件訴訟人は、本件判決を求めたことと、訴訟物の迅速な回復を求め、

主として上記訴訟物の裁判所により争う場合、Yは、訴訟の重複、

判断の矛盾が生じるおそれがある、と、別件訴訟を取下げる

ことである(261条1項)。したがって、Xの提訴は本件訴訟により行われるため、

本件取下げられて、Xの同氏は不用となる(同条2項)。

Yの立場から、取下げられ、納付金23万6千円、

記載内容は
この通りで、
被告の応酬の防止、
訴訟の迅速な回復を求め、
争うべき訴訟物の迅速な回復を求め、
訴訟物の迅速な回復を求め、

取下げられ、
納付金23万6千円、

1 ページ

裏面へ

設例2.

1. 本件相殺の抗弁は許される。114条改正で、相殺の抗弁は本件訴訟の判決と別件訴訟中の判断とを以て相殺を以て對抗し得る。然るに裁判官は有効旨規定により、本件相殺の抗弁は許されず。別件訴訟との間。

5 矛盾判決の起ることを防止する観点から、本件相殺の抗弁は、別件訴訟との間。

また、本件では、別件訴訟において、金銭債権の明示的一部請求が認められ、本件相殺の抗弁は、金銭債権の明示的一部請求に妨げられる。

2(1) この点につき、142条の趣旨は、①差押え債権の防止、②被告の財産の保全防止

③訴訟不経済の防止にあると見られ、上記の通り、本件相殺の抗弁を「否」として許されず。本件相殺の抗弁は、金銭債権の明示的一部請求に妨げられる。

10 起ることを防止する観点から、別件訴訟に於いて、相殺の抗弁は、142条の趣旨に適用により、これを認めざることを解される。(矛盾判決を回避)

12) その結果、本件相殺の抗弁は許されないと解される。

3(1). また、本件では別件訴訟において、金銭債権の明示的一部請求が認められ、本件相殺の抗弁は、金銭債権の明示的一部請求に妨げられる。

その結果、この場合も、別件訴訟に於いて相殺の抗弁は、142条の趣旨に適用により認めざることを解される。

20 12) この点につき、明示的一部請求が認められる場合であっても、当該訴訟には、被告の差押え債権は、当該全部債権に及びことある。矛盾判決の防止を以て、これを認めざることを解される。142条の趣旨に適用により、これを認めざることを解される。

しかし、当該債権に於いて、全部の範囲を請求せずに、あえて明示的一部請求をした原告の、当該一部部分に於いては、金銭債権の明示的一部請求に妨げられる。合理的期待を尊重する観点から、当該債権の残部に於いては、金銭債権の明示的一部請求に妨げられる。相殺の抗弁は、当該本件訴訟の判決と相殺を以て對抗し得ることを解される。

25 13) 本件では、別件訴訟において、金銭債権の明示的一部請求が認められ、本件相殺の抗弁は、金銭債権の明示的一部請求に妨げられる。142条の趣旨に適用により、これを認めざることを解される。

30 14) 本件では、別件訴訟において、金銭債権の明示的一部請求が認められ、本件相殺の抗弁は、金銭債権の明示的一部請求に妨げられる。142条の趣旨に適用により、これを認めざることを解される。

裁判官は、原告の明示的一部請求の場合に、その範囲は、裁判官の裁量により、これを認めざることを解される。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
民衆経済学			

評価(ABCD)

4. ~~本件~~ よて、本件相殺の抗弁は、192条後段適用から除外、認められず。

漢文の理解は十分なり。越前から来るもの、安藝も手帳の... 2 巻... 3 巻...
12 巻、芥文の文章、要領を便し、それなり、よる鬼... 3 巻、... 3 巻、... 芥文に
出会う... 3 巻、意識をも、2 巻、2 巻、...

廣安宣